

奈良市公報

号 外 第 24 号

平成 17 年 10 月 6 日印刷発行

発行所 奈 良 市 役 所

発行人 奈 良 市 長

編集人 総 務 課 長

印刷所 株式会社 京阪工技社

目 次

条 例

○奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例	1
告 示	
○放置自転車等の保管	1
○開発行為に関する工事の完了	2
○放置自転車等の保管	2
○放置自動車の処分等	2
○開発行為に関する工事の完了	3
○放置自転車等の保管	3
○開発行為に関する工事の完了（2 件）	3
○奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱	4
○奈良市長寿お祝い事業実施要綱の一部を改正する告示	8
○奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示	8
○放置自転車等の保管	8
○奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の一部改正	8
○住民票の職権消除	8
○放置自転車等の保管（2 件）	8
○奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示	9
○放置自転車等の保管（2 件）	11
○結核指定医療機関の指定辞退	11
○農業振興地域整備計画の変更	11
○結核指定医療機関の指定辞退	12
○生活保護法の規定による施術者の指定	12
○開発行為に関する工事の完了	12
○市営住宅入居者の募集	12
○改良住宅入居者の募集	12
○放置自転車等の保管	13
○開発行為に関する工事の完了	13
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	13
○生活保護法の規定による医療機関の指定	13
選 挙 管 理 委 員 会	
○在外選挙人名簿からの抹消	13
○奈良市議会議員増員選挙の各選挙区における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	13
○選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧	24

○在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧	24
○選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧	24
○在外選挙人名簿からの抹消	24
議 会	
○議長長の当選	24
○議会副議長長の当選	24
○議会運営委員会の委員の選任	24
○議会運営委員会の委員長及び副委員長の当選	24
○議会常任委員会の委員の選任	25
○議会常任委員会の委員長及び副委員長の当選	25
○奈良市議会だより編集委員会の委員の就任	25
○奈良市議会だより編集委員会の委員長及び副委員長の当選	26
○奈良市議会情報公開審査会の委員の就任	26
○奈良市議会情報公開審査会の委員長及び副委員長の当選	26
○山辺環境衛生組合の議会の議員の選出	26
正 誤	
○正誤表	26

条 例

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 8 月 19 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 80 号

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例
奈良市議会委員会条例（昭和 49 年奈良市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「13 人」を「14 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成 17 年 8 月 19 日揭示済）

告 示

奈良市告示第 495 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 8月 16日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 8月 16日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目 288- 1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める
条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定
する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を
除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認でき
るもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちく
ださい。

- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から 14 日以内は
無料）

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表
（平成 17年 8月 16日揭示済）

奈良市告示第 496号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の
規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次の
とおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備
部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 8月 17日

奈良市長 藤 原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成 17年 7月 13日 奈良市指令都整開第 05A- 12号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成 17年 8月 17日 第 941号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市窪之庄町 8 番地の 1 の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県天理市森本町 217番地

森恵健策

（平成 17年 8月 17日揭示済）

奈良市告示第 497号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈

良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止
区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保
管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 8月 17日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 8月 17日

3 移動対象区域

近鉄あやめ池駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放
置禁止区域

以下省略

（平成 17年 8月 17日揭示済）

奈良市告示第 498号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する
条例（平成 8 年奈良市条例第 14号）第 14条第 4 項の規定
により廃物として認定した放置自動車を同条例第 16条第
1 項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成 17年 8月 17日

奈良市長 藤 原 昭

1 放置場所

1 号物件	奈良市神功四丁目地内 （市道中部第 1026号線上）
2 号物件	奈良市神功四丁目地内 （市道中部第 1026号線上）
3 号物件	奈良市大宮町七丁目地内 （市道中部第 569号線上）
4 号物件	奈良市三条本町地内 （市道中部第 1348号線上）
5 号物件	奈良市三条本町地内 （市道中部第 1348号線上）
6 号物件	奈良市横井五丁目地内 （市道南部第 410号線上）

2 自動車の種類等

区分	メー カー	車名	形式	色	登録 番号	車台 番号
1 号 物件	マツダ	タイタ ン	普通 自動 車	青		WGT7H- 100557
2 号 物件	トヨタ	マーク II	普通 自動 車	白	奈良 500ち 819	
3 号 物件	ニッサ ン	セドリ ック	普通 自動 車	黒		PY32- 237938
4 号 物件	ホンダ	トゥデ ー	軽自 動車	白	富山 40 む 9767	

5号 物件	ニッサ ン	セドリ ック	普通 自動 車	シル バー	不明	不明
6号 物件	ホンダ	トゥデ ー	軽自 動車	白	不明	不明

- 3 処分年月日
平成 17年 8月 31日
- 4 処分等の内容
廃棄処分
- 5 連絡先
奈良市建設部土木管理課 電話 0742- 34- 1111
(平成 17年 8月 17日揭示済)

奈良市告示第 499号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の
規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次の
とおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備
部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 8月 17日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成 17年 4月 25日 奈良市指令都整開第 05A- 5 号
平成 17年 8月 9日 奈良市指令都整開第 05A- 5 - 1
号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成 17年 8月 17日 第 942号
(2) 公共施設 平成 17年 8月 17日 第 405号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市秋篠町 14番地の 1、15番地の 1、31番地の 1、
32番地の一部、33番地の 2 及び 33番地の 3 並びに山陵
町 1030番地の 1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市大宮町六丁目 3 番地の 10 藤本ビル 2 F
株式会社新日本ハウス
代表取締役 梅原 孝博
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市秋篠町 14番地の 1 の一部、15番地の 1 の一
部、31番地の 1 の一部、32番地の一部、33番地の 2
及び 33番地の 3 の一部並びに山陵町 1030番地の 1
(2) 下水道
奈良市秋篠町 14番地の 1、15番地の 1、31番地の
1、32番地及び 33番地の 2 並びに山陵町 1030番地の
1 の各一部
(平成 17年 8月 17日揭示済)

奈良市告示第 500号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈
良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止

区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保
管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 8月 18日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 8月 18日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 17年 8月 18日揭示済)

奈良市告示第 501号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の
規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次の
とおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備
部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 8月 18日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成 17年 7月 14日 奈良市指令都整開第 05A- 15号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成 17年 8月 18日 第 943号
(2) 公共施設 平成 17年 8月 18日 第 406号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市大安寺三丁目 9番地の 1 の一部及び 10番地の
1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市大安寺三丁目 11番 13号
大西敬皓
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市大安寺三丁目 97番地の 1 の一部及び 107番地
の 1 の一部
(平成 17年 8月 18日揭示済)

奈良市告示第 502号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の
規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次の
とおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備
部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 8月 18日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成 17年 4月 13日 奈良市指令都整開第 04A- 54号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成 17年 8月 18日 第 944号
(2) 公共施設 平成 17年 8月 18日 第 407号

- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市敷島町一丁目 1125番地の 2 の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市学園北一丁目 3 番 2 号
株式会社 住
代表取締役 鈴木 守
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市敷島町一丁目 1125番地の 2 の一部
(平成 17年 8月 18日揭示済)

奈良市告示第 503号

奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱を次のように定める。

平成 17年 8月 18日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市重度心身障害者老人等医療費助成要綱
(目的)

第 1 条 この要綱は、重度心身障害老人等が老後において、心身に重度の障害があるため受療の機会が多く、又は母子家庭である等の事由から、その者に対し重度心身障害者老人等医療費助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、重度心身障害老人等の心身の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、老人保健法（昭和 57年法律第 80号）第 25条第 1 項又は奈良市老人医療費の助成に関する条例（昭和 46年奈良市条例第 22号）第 2 条第 1 項に規定する者のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和 47年奈良市条例第 12号）第 2 条第 1 項各号のいずれかの規定に該当する者
- (2) 奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例（昭和 48年奈良市条例第 4号）第 2 条第 1 項各号のいずれかの規定に該当する者

(助成金の額)

第 3 条 助成金の額は、国民健康保険法（昭和 33年法律第 192号）、奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例第 2 条第 1 項に規定する社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）、老人保健法その他の法令の規定により負担した一部負担金（以下「一部負担金」という。）又は一部負担金相当額から、医療機関等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。以下同じ。）又は社会保険各法に定める療養費支給申請書ごとに 500円（14日以上入院療養である場合は 1,000円）を控除した額とする。

(助成の申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者は、重度心身障害者老人等医療費助成申請書（別記第 1 号様式。以下

「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 申請書を提出する場合においては、次に掲げる書類を添付又は提示しなければならない。

- (1) 老人健康手帳及び身体障害者手帳、療育手帳又は母子医療証
- (2) 市長が必要と認める書類

(助成の決定)

第 5 条 市長は、申請書を受理した場合において、助成対象者であると認めたときは、重度心身障害者老人等医療費交付請求書（別記第 2 号様式）又は重度心身障害者老人等医療費請求書（別記第 3 号様式）（以下これらを「請求書」という。）の用紙を申請者に交付するものとする。

2 市長は、申請書の提出がない場合においても助成対象者であると認めるときは、前項の規定に準じて請求書の用紙を交付することがある。

3 請求書の有効期限は、次のとおりとする。ただし、受給資格を有しなくなったときは、その日までとする。

- (1) 1 月 1 日から 7 月 31 日までに交付したものは、当該年の 7 月 31 日
- (2) 8 月 1 日から 12 月 31 日までに交付したものは、翌年の 7 月 31 日

(助成金の請求)

第 6 条 前条第 1 項の規定により請求書の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療機関等に一部負担金を支払った場合又は市長に医療費の支給を申請した場合は、請求書により市長に助成金の交付を請求するものとする。

(助成金の交付)

第 7 条 市長は、前条の請求があったときは、診療報酬明細書又は連名簿により、当該請求をした者が一部負担金を支払ったことを確認の上、助成金を交付するものとする。

(助成の更新)

第 8 条 受給者は、引き続き助成金の交付を受けようとするときは、毎年 7 月 1 日から同月 31 日までの間に申請書を市長に提出するものとする。

2 第 4 条第 2 項の規定は前項の規定による申請をする場合について、第 5 条の規定は当該申請があった場合について準用する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 17年 8月 18日から施行する。

第 2 号様式 (第 5 条・第 6 条関係)

重度心身障害者老人等医療費交付請求書

受給者番号			
(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日生
住 所	(〒 -) 奈良市 (電話番号)		
(あて先) 奈良市長 上記のとおり、重度心身障害者老人等医療費助成金の支給を請求します。 年 月 日 請求者 氏名 印			

(委任状) 私は、 を代理人と定め、重度心身障害者老人等医療費助成金 の受領に関する権限を委任します。 請求者の住所、氏名 _____ _____ 代理人の住所、氏名 _____ _____	
---	--

口座 振 替 依 頼 欄	金 融 機 関 名	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協	本 店 支 店 出張所
	金融機関コード		店舗コード
	預 金 種 別	普通・貯蓄・ ()	口座番号
	口 座 名 義 人	フリガナ	

第 3 号様式 (第 5 条・第 6 条関係)

重度心身障害者老人等医療費請求書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

金 円

郵便番号 ー
住 所 奈良市
氏 名
(TEL)

印)

年 月分医療費一部負担金を上記のとおり交付されるよう請求します。

老人医療費の 負担者番号										受給者氏名	
老人医療費受給者 証の受給者番号										生年月日	年 月 日
なお、上記金額を次の金融機関に振り込んでください。											
振込口座	銀 行 信用金庫 農 協	本店 支店	口座番号	号	普 通 当 座 預 金	フリガナ					
						名義					
診療機関名 ()						※ レ セ プ ト 確 認 欄	自 己 負 担 決 定 額				
							円				
							担 当 者 確 認 印				

※ 欄には記入しないでください。

(平成 17年 8月 18日揭示済)

奈良市告示第 504号

奈良市長寿お祝い事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 8月 18日

奈良市長 藤原 昭

奈良市長寿お祝い事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市長寿お祝い事業実施要綱（平成 14年奈良市告示第 388号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「85歳、88歳」を「88歳」に改める。

附 則

この告示は、平成 17年 8月 18日から施行する。

(平成 17年 8月 18日揭示済)

奈良市告示第 505号

奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 8月 18日

奈良市長 藤原 昭

奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱（平成 14年奈良市告示第 390号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「無料拝観又は無料鑑賞」を「無料・割引拝観又は無料・割引鑑賞」に改め、同項第 2 号中「無料入場」を「無料・割引入場」に改め、同条第 2 項中「友朋手帳及び愛語手帳による優遇措置」を「友愛バス優遇措置事業」に改める。

第 5 条第 2 項第 1 号中「2 月分」を「3 月分」に改める。

第 6 条第 3 項中「交付の日」の次に「月の初日以外の日において、新たに第 2 条に規定する要件を満たすこととなった受給者に交付するときは、当該要件を満たすこととなった日の属する月の翌月の初日」を加え、同条第 4 項第 2 号中「友朋手帳及び愛語手帳による優遇措置」を「友愛バス優遇措置事業」に改める。

附 則

この告示は、平成 17年 8月 18日から施行する。

(平成 17年 8月 18日揭示済)

奈良市告示第 506号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 8月 19日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 8月 19日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 8月 19日揭示済)

奈良市告示第 507号

地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 286条の規定により、平成 17年 8月 1 日付けで奈良県知事の許可を得て奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の一部を改正しましたので、次のとおり告示します。

平成 17年 8月 19日

奈良市長 藤原 昭

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の一部を改正する規約

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約（平成 17年 1月 1 日奈良県指令市町村第 989号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 市の項中「生駒市」の次に「葛城市」を加える。

附 則

この規約は、奈良県知事の許可があった日から施行する。

(平成 17年 8月 19日揭示済)

奈良市告示第 508号

次に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和 42年政令第 292号）第 8 条に規定する事由が生じたので、同令第 12条第 1 項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第 4 項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して 30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

平成 17年 8月 19日

奈良市長 藤原 昭

住 所	氏 名	処分年月日
奈良市三碓二丁目 6 番 13号 井岡良則方	山下 勇	平成 17年 8月 17日
奈良市百楽園一丁目 5 番 4 号	松尾 修	平成 17年 8月 17日

(平成 17年 8月 19日揭示済)

奈良市告示第 509号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 8月 22日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 8月 22日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 8月 22日揭示済)

奈良市告示第 510号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 8月 23日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 8月 23日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 8月 23日揭示済)

奈良市告示第 511号

奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 8月 24日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱（昭和 61年奈良市告示第 52号）の一部を次のように改正する。

別表乳児保育促進事業補助金の項中「乳児保育促進事業実施要綱」を「乳児保育等促進事業実施要綱」に、「乳児保育促進対策費等補助金交付要綱」を「保育対策等促進事業費補助金交付要綱」に改め、同表 1 歳児保育事業補助金の項中「8,900円」を「7,120円」に改め、同表延長保育事業補助金の項及び障害児保育事業補助金の項を次のように改める。

延長保育事業補助金	保育所の 1 時間の開所時間の前後の時間において、さらに 30 分以上の延長保育を実施していること。	延長保育事業を実施するために必要な経費	基本分 1 施設当たり年額 4,500,000円 加算分 (1) 延長保育の時間が 30 分以上で 1 時間未満の場合 1 施設当たり年額 300,000円 (2) 延長保育の時間が 1 時間以上で 6 時間未満の場合 付表に定める額 (3) 延長保育の時間が 6 時間以上の場合 1 施設当たり年額 2,100,000円
障害児保育事業補助金	障害児を 1 人以上入所させており、当該障害児を保育するため 1 人以上の保育士を加配していること。	障害児の保育に必要な経費	(1) 特別児童扶養手当の支給対象児童（所得による手当の支給を停止されている場合を含む。） 児童 1 人月額 154,300円 (2) その他の児童 児童 1 人月額 73,400円

別表運営費補助金の項中「1,026円」を「975円」に改め、同表行事費補助金の項中「750円」を「713円」に改め、同表給食費補助金の項中「180円」を「171円」に、「173円」を「165円」に、「490円」を「466円」に改め、同表採暖費補助金の項中「430円」を「200円」に改め、同表修理費補助金の項中「720円」を「684円」に改め、同表共益費負担補助金の項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同表保育所地域活動事業補助金の項を次のように改める。

夜間保育推進事業補助金	休日・夜間保育事業実施要綱（平成 12年児発第 247号厚生省児童家庭局長通知）に基づく夜間保育推進事業を実施していること。	夜間保育推進事業を実施するために必要な経費	1 施設当たり年額 1,500,000円
-------------	--	-----------------------	-------------------------

別表休日保育事業補助金の項を次のように改める。

休日保育事業補助金	休日・夜間保育事業実施要綱に基づく休日保育事業を実施していること。	休日保育事業を実施するために必要な経費	基本分 1 施設当たり年額 1,524,000円 加算分 (1) 年間 150件以上の 場合 1 件当たり 2,000円 (2) 年間 200件以上の 場合 1 件当たり 3,000円 (3) 年間 300件以上の 場合 1 件当たり 4,000円
-----------	-----------------------------------	---------------------	---

別表保育園活性化事業補助金の項中「150,000円」を「142,500円」に改め、同表一時保育事業補助金の項を次のように改める。

一時保育促進事業補助金	一時・特定保育事業実施要綱（平成 12年児発第 247号厚生省児童家庭局長通知）に基づく一時保育促進事業を実施していること。	一時保育促進事業を実施するために必要な経費	基本分 1 施設当たり年額 1,296,000円 加算分 (1) 年間 500件以上の 場合 1 件当たり 1,000円 (2) 年間 1,000件以上の 場合 1 件当たり 1,500円 (3) 年間 2,000件以上の 場合 1 件当たり 2,000円
-------------	--	-----------------------	---

別表職員研修費補助金の項中「3,600円」を「3,420円」に改め、同表に次のように加える。

病後児保育事業費補助金	病後児保育事業を実施していること。	病後児保育事業を実施するために必要な経費	1 施設当たり年額 6,128,000円
-------------	-------------------	----------------------	-------------------------

別表に次の付表を加える。

別表の付表

延長保育加算月額表

(単位：円)

延長区分 平均対象児童数	延長時間			
	1 時間以上 2 時間未満	2 時間以上 3 時間未満	3 時間以上 4 時間未満	4 時間以上
3 人～5 人		67,000	72,000	154,000
6 人～9 人	101,000	135,000	145,000	308,000
10人～19人	118,000	179,000	199,000	375,000
20人～29人	147,000	251,000	288,000	471,000
30人～	176,000	324,000	377,000	577,000

附 則

(施行期日)

- この告示は、平成 17年 8月 24日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 17年度予算に係る補助金から適用する。
(奈良市 24時間保育事業実施要綱の廃止)
- 奈良市 24時間保育事業実施要綱（平成 14年奈良市告示第 106号）は、廃止する。
(平成 17年 8月 24日揭示済)

奈良市告示第 512号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 17年 8月 24日

奈良市長 藤 原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成 17年 8月 24日
- 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成 17年 8月 24日揭示済)

奈良市告示第 513号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 17年 8月 26日

奈良市長 藤 原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日

平成 17年 8月 26日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺及び J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 8月 26日揭示済)

奈良市告示第 514号

結核予防法（昭和 26年法律第 96号）第 36条第 4 項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令（昭和 26年政令第 142号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 8月 29日

奈良市長 藤 原 昭

名 称	所 在 地	辞退年月日
康輝堂薬局	奈良市神功四丁目 2 － 22	平成 14年 4 月 30日

(平成 17年 8月 29日揭示済)

奈良市告示第 515号

奈良農業振興地域整備計画（農業・農村整備計画）及び都祁農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44年法律第 58号）第 13条第 4 項において準用する同法第 11条第 1 項の規定により公告し、これらのうち農用地利用計画の案を次により縦覧に供します。

当該農用地利用計画案に係る農用地区域内にある土地所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成 17年 9 月 28日の翌日から起算して 15日以内に市にこれを申し出ることができます。

平成 17年 8月 29日

奈良市長 藤 原 昭

- 農用地利用計画の案の縦覧期間
平成 17年 8月 29日から同年 9月 28日まで

2 農用地利用計画の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市経済部農林課内

(平成 17年 8月 29日揭示済)

奈良市告示第 516号

結核予防法（昭和 26年法律第 96号）第 36条第 4 項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令（昭和 26年政令第 142号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1項の規定により告示します。

平成 17年 8月 30日

奈良市長 藤 原 昭

名 称	所 在 地	辞退年月日
うさぎや薬局	奈良市紀寺町 417-1	平成 17年 1 月 2日

(平成 17年 8月 30日揭示済)

奈良市告示第 517号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 55条において準用する同法第 49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 8月 30日

奈良市長 藤 原 昭

施 術 者		施 術 所		指 定
氏 名	住 所	名 称	所在地	年月日
東川和広	天理市中町 176- 18	朱雀針灸 接骨院	奈良市朱雀 三丁目 4 - 18	平成 17 年 8月 2 日

(平成 17年 8月 30日揭示済)

奈良市告示第 518号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 8月 30日

奈良市長 藤 原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成 16年 11月 22日 奈良市指令都整開第 04A- 37号

平成 17年 7月 5日 奈良市指令都整開第 04A- 37- 1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 17年 8月 30日 第 945号

(2) 公共施設 平成 17年 8月 30日 第 408号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市登美ヶ丘五丁目 1023番地の 14、1024番地の 1、

1024番地の 14、1024番地の 18、1024番地の 19、1024番地の 20、1024番地の 21、1025番地の 1、1025番地の 9、1025番地の 10、1025番地の 11、1026番地の 11及び 1033番地の 5、奈良市東登美ヶ丘一丁目 2269番地の 43、2269番地の 224及び 2269番地の 253並びに奈良市東登美ヶ丘二丁目 1031番地の 80の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市中山町西三丁目 356番地の 3

株式会社 ヒガワコーポレーション

代表取締役 新垣弘明

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市登美ヶ丘五丁目 1024番地の 1 の一部、1024番地の 20の一部、1024番地の 21の一部、1025番地の 1 の一部、1025番地の 9 の一部、1025番地の 10の一部及び 1026番地の 11の一部、奈良市東登美ヶ丘一丁目 2269番地の 224の一部並びに奈良市東登美ヶ丘二丁目 1031番地の 80の一部

(2) 下水道

奈良市登美ヶ丘五丁目 1024番地の 1 の一部、1024番地の 20の一部、1024番地の 21の一部、1025番地の 1 の一部、1025番地の 9 の一部、1025番地の 10の一部及び 1026番地の 11の一部、奈良市東登美ヶ丘一丁目 2269番地の 224の一部並びに奈良市東登美ヶ丘二丁目 1031番地の 80の一部

(3) 公園

奈良市登美ヶ丘五丁目 1025番地の 1 の一部及び奈良市東登美ヶ丘一丁目 2269番地の 253

(4) 調整池

奈良市登美ヶ丘五丁目 1024番地の 14の一部、1024番地の 18の一部、1024番地の 19の一部、1024番地の 20の一部及び 1026番地の 11の一部

(5) 防火水槽

奈良市登美ヶ丘五丁目 1025番地の 1 の一部

(平成 17年 8月 30日揭示済)

奈良市告示第 519号

奈良市営住宅入居者を次のとおり募集します。

平成 17年 8月 30日

奈良市長 藤 原 昭

次のとおり省略

(平成 17年 8月 30日揭示済)

奈良市告示第 520号

奈良市改良住宅入居者を次のとおり募集します。

平成 17年 8月 30日

奈良市長 藤 原 昭

次のとおり省略

(平成 17年 8月 30日揭示済)

奈良市告示第 521号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 8月 31日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 8月 31日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 8月 31日揭示済)

奈良市告示第 522号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 8月 31日

奈良市長 藤 原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成 17年 6月 16日 奈良市指令都整開第 05A- 9 号

平成 17年 8月 4日 奈良市指令都整開第 05A- 9 - 1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 17年 8月 31日 第 946号

(2) 公共施設 平成 17年 8月 31日 第 409号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市大安寺町 543番地の 2、544番地の一部、546番地の 2の一部及び 548番地の 1の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

守口市藤田町一丁目 14番 14号

岡林工務店

代表者 岡林 順造

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市大安寺町 543番地の 2の一部、544番地の一部、546番地の 2の一部及び 548番地の 1の一部

(2) 下水道

奈良市大安寺町 543番地の 2の一部、544番地の一部、546番地の 2の一部及び 548番地の 1の一部

(平成 17年 8月 31日揭示済)

奈良市告示第 523号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 50条の 2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があり

ましたので、同法第 55条の 2の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 8月 31日

奈良市長 藤 原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
中島歯科医院	奈良市千代ヶ丘一丁目 3 - 1	平成 17年 7月 31日
うさぎや薬局	奈良市紀寺町 417- 1	平成 17年 1月 27日

(平成 17年 8月 31日揭示済)

奈良市告示第 524号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 49条の規定により医療機関の指定をしましたので、同法第 55条の 2の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 8月 31日

奈良市長 藤 原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ニッセイせいいい訪問看護ステーション奈良	奈良市宝来三丁目 16 - 5	平成 17年 6月 7日
中島歯科	奈良市千代ヶ丘一丁目 3 - 1	平成 17年 9月 1日
藤岡医院	奈良市登美ヶ丘三丁目 14- 5	平成 17年 9月 15日
うさぎや薬局	奈良市小川町 4 - 2	平成 17年 9月 1日

(平成 17年 8月 31日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 125号

公職選挙法（昭和 25年法律第 100号）第 30条の 11第 2号の規定により、平成 17年 8月 14日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 17年 8月 15日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

1 抹消年月日

平成 17年 8月 15日

2 抹消した者の氏名等

別紙のとおり

別紙省略

(平成 17年 8月 15日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 126号

平成 17年 5月 15日執行の奈良市議会議員増員選挙の各選挙区における各候補者の出納責任者から提出のあった選

挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を、公職選挙法（昭和 25年法律第 100号）第 192条第 1 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 17年 8 月 15日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成 17年 5 月 15日執行

奈良市議会議員増員選挙（月ヶ瀬選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額
の制限額（法定選挙運動費用額） 2,995,600円

3 報告書の要旨 別紙のとおり

候 補 者 氏 名	稲 垣 正	所 属 党 派	無 所 属	期 間 4月20日から 5月27日まで	第1回分
出 納 責 任 者 氏 名	辻 井 勉				

収 入			支 出	
主 たる 寄 附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額) 円		円
奥中 敏博	農業	70,000	人 件 費	280,000
森嶋 美好	無職	70,000	家 屋 費	600,000
稲森 源治	農業	70,000	選挙事務所費	600,000
奥中 三千代	無職	70,000	集 合 会 場 費	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	92,750
			広 告 費	151,200
			文 具 費	0
			食 糧 費	210,000
			休 泊 費	0
			雑 費	49,814
そ の 他 の 寄 附	0 件	0		
そ の 他 の 収 入		1,500,000		
今 回 計		1,780,000	今 回 計	1,383,764
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,780,000	総 計	1,383,764

報 告 書 受 理 年 月 日	平 成 1 7 年 5 月 3 0 日 第 1 回 報 告 分
-----------------	---------------------------------

候 補 者 氏 名	小 川 正 一	所 属 党 派	日 本 共 産 党	期 間	4月 2日 から	第 1回 分
出 納 責 任 者 氏 名	西 谷 征 夫				5月 2日 まで	

収 入			支 出		円
主 たる 寄 附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額) 円	人 件 費		0
			家 屋 費		0
			選挙事務所費		0
			集 合 会 場 費		0
			通 信 費		0
			交 通 費		0
			印 刷 費		144,950
			広 告 費		54,600
			文 具 費		0
			食 糧 費		0
			休 泊 費		0
			雑 費		0
そ の 他 の 寄 附	0 件	0			
そ の 他 の 収 入		300,000			
今 回 計		300,000	今 回 計		199,550
前 回 計		0	前 回 計		0
総 計		300,000	総 計		199,550

報 告 書 受 理 年 月 日

平 成 1 7 年 5 月 2 6 日 第 1 回 報 告 分

候 補 者 氏 名	小 川 正 一	所 属 党 派	日 本 共 産 党	期 間	5月25日から	第2回分
出納責任者氏名	西 谷 征 夫				6月16日まで	

収 入			支 出	
主 たる 寄 附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額) 円		円
			人 件 費	0
			家 屋 費	0
			選挙事務所費	0
			集 合 会 場 費	0
			通 信 費	39,002
			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
			休 泊 費	0
			雑 費	0
そ の 他 の 寄 附	0件	0		
そ の 他 の 収 入		0		
今 回 計		0	今 回 計	39,002
前 回 計		300,000	前 回 計	199,550
総 計		300,000	総 計	238,552

報 告 書 受 理 年 月 日	平 成 1 7 年 6 月 1 6 日 第 2 回 報 告 分
-----------------	---------------------------------

候 補 者 氏 名	東久保 耕也	所 属 党 派	無 所 属	期 間 4月14日から 5月24日まで 第1回分
出 納 責 任 者 氏 名	乾田和 勝俊			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円		円
岡田 久彦	無職	30,000	人件費	150,000
上久保 多三夫	無職	50,000	家屋費	768,427
小西 伸秀	自営業	70,000	選挙事務所費	768,427
			集合会場費	0
			通信費	10,510
			交通費	0
			印刷費	417,375
			広告費	81,500
			文具費	7,833
			食糧費	375,720
			休泊費	0
			雑費	152,404
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		2,400,000		
今 回 計		2,550,000	今 回 計	1,963,769
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		2,550,000	総 計	1,963,769

報告書受理年月日

平成 17年 5月 30日 第 1 回 報告分

候 補 者 氏 名	東久保 耕也	所 属 党 派	無 所 属	期 間 6月1日から 第2回分 6月4日まで
出 納 責 任 者 氏 名	乾田和 勝俊			

収 入			支 出	
主 たる 寄 附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額) 円		円
久保田 優子	無職	16,000	人 件 費	184,000
相和 真知代	無職	16,000	家 屋 費	0
大谷 まり子	無職	16,000	選挙事務所費	0
岡田 己由季	無職	16,000	集 合 会 場 費	0
大畑 和子	無職	56,000	通 信 費	80,335
			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
			休 泊 費	0
			雑 費	0
そ の 他 の 寄 附	1 件	8,000		
そ の 他 の 収 入		0		
今 回 計		128,000	今 回 計	264,335
前 回 計		2,550,000	前 回 計	1,963,769
総 計		2,678,000	総 計	2,228,104

報 告 書 受 理 年 月 日	平 成 1 7 年 6 月 6 日 第 2 回 報 告 分
-----------------	-------------------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 17年 5 月 15日執行
奈良市議会議員増員選挙（都祁選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額
の制限額（法定選挙運動費用額） 4,820,300円
- 3 報告書の要旨 別紙のとおり

候 補 者 氏 名	北 良 晃	所 属 党 派	無 所 属	期 間 4月22日から 5月14日まで 第1回分
出 納 責 任 者 氏 名	上 田 嘉 明			

収 入			支 出	
主 たる 寄 附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額) 円		円
乾 悦子	主婦	30,000	人 件 費	535,000
西田 美智子	主婦	30,000	家 屋 費	315,000
大井 恭子	主婦	20,000	選挙事務所費	315,000
森田 八重子	主婦	20,000	集 合 会 場 費	0
萱原 美幸	主婦	20,000	通 信 費	0
西川 浩史	自営業	60,000	交 通 費	0
北 好広	自営業	40,000	印 刷 費	231,784
萱原 道浩	会社員	50,000	広 告 費	225,300
勝井 俊仔	主婦	30,000	文 具 費	5,976
			食 糧 費	140,494
			休 泊 費	0
そ の 他 の 寄 附	8 件	65,000	雑 費	8,070
そ の 他 の 収 入		1,500,000		
今 回 計		1,865,000	今 回 計	1,461,624
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,865,000	総 計	1,461,624

報 告 書 受 理 年 月 日	平 成 1 7 年 5 月 3 0 日 第 1 回 報 告 分
-----------------	---------------------------------

候 補 者 氏 名	北 良晃	所 属 党 派	無 所 属	期 間 5月30日から 第2回分 6月3日まで
出 納 責 任 者 氏 名	上 田 嘉 明			

収 入			支 出	
主 たる 寄 附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額) 円		円
			人 件 費	0
			家 屋 費	24,885
			選挙事務所費	24,885
			集 合 会 場 費	0
			通 信 費	43,922
			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
			休 泊 費	0
			雑 費	0
そ の 他 の 寄 附	0件	0		
そ の 他 の 収 入		0		
		0		
今 回 計			今 回 計	68,807
前 回 計		1,865,000	前 回 計	1,461,624
総 計		1,865,000	総 計	1,530,431

報 告 書 受 理 年 月 日

平 成 1 7 年 6 月 6 日 第 2 回 報 告 分

候 補 者 氏 名	辻 山 清	所 属 党 派	市政見張番	5月6日から	第1回分
出納責任者氏名	辻 山 清			期 間	5月1日まで

収 入			支 出	
主 たる 寄 附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額) 円		円
辻 山 清	団体役員	19,000	人 件 費	10,000
			家 屋 費	0
			選挙事務所費	0
			集 合 会 場 費	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	4,000
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
			休 泊 費	0
			雑 費	5,000
そ の 他 の 寄 附	0 件	0		
そ の 他 の 収 入		0		
今 回 計		19,000	今 回 計	19,000
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		19,000	総 計	19,000

報 告 書 受 理 年 月 日	平 成 1 7 年 5 月 2 3 日 第 1 回 報 告 分
-----------------	---------------------------------

(平成 17年 8月 15日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 127号

平成 17年 8月 29日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成 17年 8月 30日午前 8 時 30分から午後 5 時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成 17年 8月 19日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 北棟 3 階

選挙管理委員会事務局内

(平成 17年 8月 19日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 128号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成 17年 8月 30日午前 8 時 30分から午後 5 時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成 17年 8月 19日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 北棟 3 階

選挙管理委員会事務局内

(平成 17年 8月 19日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 129号

平成 17年 9月 2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成 17年 9月 3日から平成 17年 9月 7日までの間、毎日午前 8 時 30分から午後 5 時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成 17年 8月 19日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 北棟 3 階

選挙管理委員会事務局内

(平成 17年 8月 19日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 130号

公職選挙法（昭和 25年法律第 100号）第 30条の 11第 2号の規定により、平成 17年 8月 23日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 17年 8月 24日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

1 抹消年月日

平成 17年 8月 24日

2 抹消した者の氏名等

別紙のとおり

別紙省略

(平成 17年 8月 24日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第 7 号

議会議員 矢 追 勇 夫 は、平成 17年 8月 19日の議会臨時会において、議会議長に当選しました。

平成 17年 8月 22日

奈良市議会議長

矢 追 勇 夫

(平成 17年 8月 22日揭示済)

奈良市議会告示第 8 号

議会議員 山 口 誠 は、平成 17年 8月 19日の議会臨時会において、議会副議長に当選しました。

平成 17年 8月 22日

奈良市議会議長

矢 追 勇 夫

(平成 17年 8月 22日揭示済)

奈良市議会告示第 9 号

平成 17年 8月 19日の議会臨時会において、次のとおり議会運営委員会の委員を選任しました。

平成 17年 8月 22日

奈良市議会議長

矢 追 勇 夫

奥 田 正 治

天 野 秀 治

藤 本 孝 幸

北 村 拓 哉

三 浦 敦 次

幾 田 邦 夫

北 良 晃

大 橋 雪 子

上 原 雋

矢 野 兵 治

原 田 栄 子

和 田 晴 夫

船 越 義 治

岡 本 志 郎

(平成 17年 8月 22日揭示済)

奈良市議会告示第 10号

平成 17年 8月 19日、次の者が議会運営委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成 17年 8月 22日

奈良市議会議長
矢 追 勇 夫

委 員 長 上 原 雋
副委員長 大 橋 雪 子

(平成 17年 8月 22日揭示済)

奈良市議会告示第 11号

平成 17年 8月 22日の議会臨時会において、次のとおり
議会常任委員会の委員を選任しました。

平成 17年 8月 23日

奈良市議会議長
矢 追 勇 夫

総務水道委員会

山 口 誠
松 村 和 夫
西 本 守 直
蔵之上 政 春
矢 追 勇 夫
高 橋 克 己
山 本 清
横 井 健 二
岡 本 志 郎
橋 本 和 信

産業文教委員会

植 村 佳 史
大 坪 宏 通
柿 本 元 気
藤 本 孝 幸
北 村 拓 哉
北 良 晃
上 原 雋
金 野 秀 一
大 谷 督

厚生委員会

天 野 秀 治
東久保 耕 也
山 中 益 敏
松 岡 克 彦
池 田 慎 久
高 杉 美根子
小 林 照 代
松 田 末 作
和 田 晴 夫

環境防災委員会

奥 田 正 治
大 国 正 博
山 口 裕 司
三 浦 教 次
幾 田 邦 夫
岡 田 佐代子

米 澤 保
土 田 敏 朗
船 越 義 治

建設委員会

浅 川 仁
中 西 吉日出
大 橋 雪 子
井 上 昌 弘
森 田 一 成
峠 宏 明
矢 野 兵 治
松 石 聖 一
原 田 栄 子

(平成 17年 8月 23日揭示済)

奈良市議会告示第 12号

平成 17年 8月 22日、次の者が議会常任委員会の委員長
及び副委員長に当選しました。

平成 17年 8月 23日

奈良市議会議長
矢 追 勇 夫

総務水道委員長 西 本 守 直
同 副委員長 山 本 清
産業文教委員長 藤 本 孝 幸
同 副委員長 北 村 拓 哉
厚生委員長 高 杉 美根子
同 副委員長 和 田 晴 夫
環境防災委員長 奥 田 正 治
同 副委員長 土 田 敏 朗
建設委員長 中 西 吉日出
同 副委員長 井 上 昌 弘

(平成 17年 8月 23日揭示済)

奈良市議会告示第 13号

平成 17年 8月 22日、次の者が奈良市議会だより編集委
員会の委員に就任しました。

平成 17年 8月 23日

奈良市議会議長
矢 追 勇 夫

植 村 佳 史
柿 本 元 気
東久保 耕 也
大 国 正 博
山 中 益 敏
藤 本 孝 幸
松 岡 克 彦
北 村 拓 哉
中 西 吉日出
蔵之上 政 春

(平成 17年 8月 23日揭示済)

奈良市議会告示第 14号

平成 17年 8月 22日、次の者が奈良市議会だより編集委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成 17年 8月 23日

奈良市議会議長
矢 追 勇 夫

委 員 長 蔵之上 政 春
副委員長 山 中 益 敏

(平成 17年 8月 23日揭示済)

奈良市議会告示第 15号

平成 17年 8月 22日、次の者が奈良市議会情報公開審査会の委員に就任しました。

平成 17年 8月 23日

奈良市議会議長
矢 追 勇 夫

天 野 秀 治
幾 田 邦 夫
高 杉 美根子
西 本 守 直
峠 宏 明
矢 野 兵 治
金 野 秀 一
松 石 聖 一
原 田 栄 子
松 田 末 作
山 本 清
横 井 健 二
土 田 敏 朗
船 越 義 治

(平成 17年 8月 23日揭示済)

奈良市議会告示第 16号

平成 17年 8月 22日、次の者が奈良市議会情報公開審査会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成 17年 8月 23日

奈良市議会議長
矢 追 勇 夫

委 員 長 金 野 秀 一
副委員長 横 井 健 二

(平成 17年 8月 23日揭示済)

奈良市議会告示第 17号

平成 17年 8月 22日、次の者を山辺環境衛生組合の議会の議員に出しました。

平成 17年 8月 23日

奈良市議会議長
矢 追 勇 夫

東久保 耕 也
北 良 晃
山 本 清

(平成 17年 8月 23日揭示済)

正 誤

平成 17年 8月 19日付け奈良市公報号外第 17号

ページ	段	行	誤	正
3	右	6 ～ 7	第 5 条第 2 号	第 5 条第 1 号

平成 17年 8月 26日付け奈良市公報号外第 19号

ページ	段	行	誤	正
1	—	31 ～ 34	(繰越金、	(繰入金、